

大洗町立南中学校 部活動に係る活動方針

1 学校教育における部活動の基本的な考え

- (1) 中学校における運動部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進を図るものであり、一方、文化部活動は、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものである。また、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることを目的とするものであり、学校教育の一環として位置付けられるものである。また、学校の教育課程との関連が図られるように留意し、生徒が自主的、自発的に活動できるよう配慮することが大切である。
- (2) 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- (3) 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

2 部活動の方針の策定等

- (1) 「県運営方針」並びに「町活動方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- (2) 部顧問は、年間の活動計画(平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等)、並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。
- (3) 「学校の部活動に係る活動方針」及び「活動計画・活動実績」を学校のホームページ等への掲載等により公表する。
※ ここでいう「活動計画・活動実績」とは、部顧問が作成する年間及び毎月の活動計画を示す。

3 部活動の指導・運営に係る体制の構築

- (1) 生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部顧問の指導に係る業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数の調整を図る。

- (2) 各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全に部活動を行い、生徒及び部顧問の負担が過度とならないようにする。
- (3) 特に競技や実技、指導経験のない部顧問を対象として、指導に必要とされる基礎的・基本的な知識はもとより、専門的かつ高度な知識に基づく科学的なトレーニング理論や、短時間に合理的でかつ効率的・効果的な指導方法の習得をめざす研修を行い、部顧問の資質及び指導力の質的な向上を図る。
- (4) 単独では特定の部の活動(大会参加を含む)ができないような場合には、生徒のスポーツや芸術文化活動の機会が損なわれることがないよう、近隣の学校との合同部活動等の取組を推進する。また、合同練習会等の機会に、指導者間における指導に関する情報等の積極的な共有を図る。
- (5) 各部が参加する大会・試合や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等(以下、「大会等」という)を把握し、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、県総合体育大会、県新人体育大会を含め、一か月あたり1大会程度とすることを目安に、参加する大会等を精査する。
- (6) 部顧問は、活動目標、指導方針、出場試合、大会等、具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう部活動保護者会等を活用して適切に伝える。

4 適切な活動時間・休養日等の設定

(1) 活動時間

ア 1日の活動時間は、平日は2時間を上限、休業日(学期中の土曜日及び日曜日(以下「週末」という。))を含む)は3時間を上限とし、週計11時間を上限とする。

イ 原則として朝の活動は行わない。生徒にとって心身の疲労が解消できる十分な休養をとるための時間の確保や、学校生活に支障を来すことがないよう、放課後の限られた時間で活動していく。

ただし、全国中学校体育大会及び県新人体育大会等のいずれも予選を含む試合前については、日々の努力の積み重ねの成果を存分に発揮することが必要とされる重要な期間であることから、生徒・保護者の了解の下、顧問から校長に申請があった場合は、特例として朝の活動を検討する。

その場合でも、1日の活動時間の上限の範囲内で実施する。

なお、活動の期間は実質1か月とし、開始日については、学校行事等を加味し、校長の判断によるものとする。

(2) 休養日

ア 学期中は週当たり2日以上、休養日を設ける。(平日、週末ともに1日以上、週計2日以上を休養日とする。)また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。

ただし、公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直後の1か月以内に控えている場合に関し、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振り返ることも可とする。

イ 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、所属部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、1週間以上連続した休養期間(オフシーズン)を設ける。

ウ 各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。

エ 定期試験等の実施前の一定期間を、学校全体の部活動休養日として設定する。

(3) 熱中症事故の防止

ア 生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。

イ 気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮して活動する。

ウ 特に、暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わない。また、屋内外に関わらず、状況に応じて活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討する。

エ 高温や多湿時において、大会等が予定されている場合や練習試合、練習については、大会への不参加、練習試合、活動の中止等、柔軟な対応を行う。また、止むを得ない事情により参加する場合には、参加生徒の体調の確認(睡眠や朝食の摂取状況)、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、生徒の健康管理を徹底する。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

5 部活動の指導者について

(1) 部活動顧問について

ア 部活動は、学校教育の一環として行われるものであることから、各部活動の運営・指導が顧問の教員に任せきりにならないように、運営や活動の目標・方針の作成等について顧問会議により学校組織全体で情報の共有を図る。

イ 顧問の負担軽減、生徒の相談や保護者・地域への対応、事故発生時の迅速な対応、体罰等の抑止の観点から、原則複数顧問体制に努める。

(2) 事故、体罰、ハラスメントの防止

部活動における、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

(3) 部活動指導員、外部指導者の活用

部活動の顧問の協力者として、技術的な指導や円滑な運営を図ることを目的として、部活動指導員、外部指導者を活用する。

6 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒の多様なニーズを踏まえた部活動の設置

ア より多くの生徒がスポーツ・文化芸術活動等の機会の創出が図られるよう、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置を検討する。

イ 高い資質・能力を有し、競技力向上のための質の高い活動が必要とされる生徒に対しては、各種団体等の外部の協力を得るなどして育成体制を整える。

(2) 地域との連携等

生徒のスポーツ・文化芸術活動等の環境充実の観点から、地域の各団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術活動等の環境整備を推進する。